

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機水素ガス冷却系冷却器(A)の冷却水入口弁又は出口弁、もしくは両方の弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	主発電機水素ガス冷却系冷却器(B)の冷却水入口弁又は出口弁、もしくは両方の弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	主発電機水素ガス冷却系への水素ガス供給ポンプ出口圧力調整弁付属の圧力計元弁に動作不良（開閉着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	原子炉格納容器内作業後のベント管内確認において、サプレッションプール水面に浮遊物（1個）を発見し回収したため、対応検討	C	
5	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）室内ストームドレンサンプポンプ出口放射線検出器の入口弁に開閉操作不可（開閉操作ハンドル空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	5号機	廃棄物処理系廃液脱塩器出口弁のグランド部より1秒間に1滴程度の水のリーク（リーク量：約500cc、汚染無し）が認められたため、当該部を点検・調整	D	
7	5号機	廃棄物処理系床ドレン脱塩器出口弁のグランド部より1秒間に1滴程度の水のリーク（リーク量：90cc、汚染無し）が認められたため、当該部を点検・調整	D	
8	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット冷却水系熱交換器（A）の海水側ベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	6号機	主復水器細管洗浄装置（C1、C2）のボール回収率に低下傾向が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
10	6号機	原子炉格納容器内温度指示計（1台）に指示値不良（デジタル表示不可）が認められたため、当該温度指示計を点検・調整	D	
11	集中環境施設	ペレット等固化設備用ペレット採取台車の車輪駆動用チェーン部品（小ネジ等4個）の脱落・所在不明が認められたため、当該チェーンを交換及び対応検討	C	
12	集中環境施設	廃液乾燥固化系グリコールポンプ（A・B）の入口ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
13	集中環境施設	プロセス主建屋1階の非常用洗浄設備薬品タンクエリアに設置されているシャワー装置用給水栓に動作不良（微振動にて微開する）が認められたため、当該シャワー装置を点検・修理	D	
14	集中環境施設	ペレット等固化設備の試運転時、空気式加振装置の固定用付属部品（金属板）が脱落し、粉碎ペレット計量供給機内に落下したことが認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで